

# 事業概要

平成 22 年度



## 山梨県食肉衛生検査所

〒406-0034 山梨県笛吹市石和町唐柏 1028

電話 055-262-6121

FAX 055-263-9528

E-mail: [shokuniku@pref.yamanashi.lg.jp](mailto:shokuniku@pref.yamanashi.lg.jp)

# 目 次

## 第1章 総 説

1	検 査 所 の 沿 革	1	-	1
2	関 係 条 例	1	-	2
	(1) 山梨県行政組織規則	1	-	2
	(2) 山梨県行政機関等の設置に関する条例	1	-	2
	(3) 山梨県事務決裁規則	1	-	3
	(4) 山梨県職員給与条例	1	-	4
	(5) 山梨県職員の給与に関する規則	1	-	5
	(6) 山梨県職員の勤務時間の特例に関する規程	1	-	5
3	食肉衛生検査所の組織・構成	1	-	6
4	検 査 所 の 概 要	1	-	7
	(1) 施設の概要	1	-	7
	(2) 平 面 図	1	-	7
	(3) 案 内 図	1	-	9
	(4) 主要備品の一覧表	1	-	10
5	山梨県と畜・食鳥検査手数料	1	-	11
6	と畜場・食鳥処理場一覧表	1	-	11
7	処理場の開場状況	1	-	11

## 第2章 事 業 概 要

1	事 業 の 内 容	2	-	1
2	食 肉 関 係	2	-	1
	(1) 年度別食肉検査状況	2	-	1
	(2) 平成22年度と畜場別検査頭数	2	-	2
	(3) 月別検査頭数	2	-	2
	(4) とさつ禁止、廃棄状況	2	-	3
	(5) 病名別一部廃棄状況	2	-	4
	(6) 衛生指導	2	-	6
	(7) フィードバック事業	2	-	6
3	食 鳥 関 係	2	-	7
	(1) 年度別検査羽数及び廃棄状況	2	-	7
	(2) 平成22年度検査結果	2	-	8
	(3) 衛生指導	2	-	9
	(4) フィードバック事業	2	-	9
4	精 密 検 査 関 係	2	-	10
	(1) 精密検査実施状況	2	-	10
	(2) 各検査室における検査内容	2	-	11
5	食肉衛生推進事業	2	-	15
6	研 修	2	-	16

## 第3章 調 査 ・ 研 究 発 表

1	牛の胸部及び卵巣部の腫瘍	3	-	1
---	--------------	---	---	---

# 第1章 総 説

## 1. 検査所の沿革

- 昭和38. 3. 14 山梨県枝肉センターの発足に伴い、公衆衛生課からと畜検査員派遣
- 昭和38. 4. 1 石和保健所に、と畜検査係が新設され、山梨県枝肉センターで行うと畜検査を担当する。
- 昭和42. 11. 1 山梨県枝肉センターは、(株)山梨県食肉公社となる。
- 昭和44. 3. 31 町営上野原と畜場廃止
- 昭和46. 4. 1 山梨県食肉衛生検査所発足、(株)山梨県食肉公社内の既設建物の一部を仮庁舎とする。県下6と畜場を所管  
石和保健所と畜検査係廃止
- 昭和48. 2. 21 鰍沢と畜場廃止
- 昭和48. 7. 5 山梨県食肉衛生検査所庁舎を建設する。  
敷地面積 652.83m<sup>2</sup>  
庁舎本館 鉄筋コンクリート2階建 328m<sup>2</sup>  
附属建物 車庫、動物飼育室、ブロック造平屋建 40m<sup>2</sup>  
附属施設 プレハブ倉庫
- 昭和49. 3. 31 峡東と畜場廃止
- 昭和49. 4. 1 次長制が設置される。
- 昭和50. 7. 11 巨摩と畜場廃止
- 昭和59. 7. 20 韮崎と畜場移転廃止
- 昭和59. 7. 21 韮崎食肉センター発足
- 平成 3. 4. 1 食鳥法関係の事務を所掌する。
- 平成 3. 9. 1 (株)山梨県食肉公社は(株)山梨食肉流通センターとなる。
- 平成 4. 1. 10 山梨県食肉衛生検査所新庁舎起工式
- 平成 4. 1. 23 韮崎食肉センター廃止
- 平成 4. 4. 1 山梨県行政組織規則の一部改正により、検査第一課・検査第二課の2課制となる。  
「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律」に基づき、甲斐食産(株)及び山梨チキン事業協同組合において食鳥検査開始。
- 平成 4. 11. 8 新庁舎へ移転
- 平成 5. 3. 25 新庁舎 竣工式  
敷地面積 903m<sup>2</sup>  
建物延面積 918m<sup>2</sup>  
本館 鉄筋コンクリート造 3階建 752m<sup>2</sup>  
附属建物 鉄筋コンクリート造 2階建 110m<sup>2</sup>  
附属施設 軽量鉄骨造 (車庫) 56m<sup>2</sup>
- 平成 9. 3. 31 富士吉田食肉センター廃止
- 平成10. 1. 5 山梨チキン事業協同組合休止
- 平成11. 9. 30 // 廃止
- 平成11. 11. 1 甲斐食産(株)許可 (八代町)
- 平成13. 10. 18 BSE検査開始
- 平成14. 3. 12 BSE検査室整備
- 平成14. 11. 1 甲斐食産(株)休止 (石和町)

## 2. 関係条例(抜すい)

### (1) 山梨県行政組織規則

(昭和四十三年三月三十日山梨県規則第十二号)

#### 第三章 出先機関

##### 第一節 設備内部組織及び事務分掌

(設置及び内部組織)

第十六条 各部又は局の事務を所掌させるため、次に掲げる出先機関を置く。

2 前項の出先機関の位置は、別表第三のとおりとする。

(別表第三)

出先機関	課	位置
食肉衛生検査所	検査第一課 検査第二課	笛吹市

6 出先機関の分掌事項は、別表第五のとおりとする。

(別表第五)

食肉衛生検査所	一、獣畜のとさつ又は解体の検査に関すること。 二、とさつ解体の禁止及び措置の命令に関すること。 三、設置者等に対し、県が必要と認める報告の徴収及び立入り検査に関すること。 四、食鳥処理の事業の規則及び食鳥検査に関すること。
---------	--

第十八条 食肉衛生検査所に次長を置く。

15 次長は上司の命を受け、その所掌事務を整理し、所長を補佐する。

### (2) 山梨県行政機関等の設置に関する条例

(昭和六十年三月二十九日山梨県条例第二号)

(食肉衛生検査所)

第十条 法第一百五十六号第一項の規定により、と畜場法（昭和二十八年法律第百十四号）、食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）及び食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成二年法律第七十号）に基づく事務を分掌させるため、食肉衛生検査所を設置する。

2 食肉衛生検査所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名 称	位 置	所 管 区 域
山梨県食肉衛生検査所	笛 吹 市	県 下 全 域

### (3)山梨県事務決裁規則

(昭和四十三年三月三十日山梨県規則第十三号)

#### 第一章 総 則

(定義)

第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるものとする。

六 所長 組織規則第十七条第一項に規定する出先機関の長をいう。

八 専決 知事の権限に属する事務の一部を常時知事に代わって所長及び出先次長限りで決裁すること。

(所長の専決事項)

第五条 所長の専決事項は別表第一、第二のとおりとする。(以下概要)

##### 1 所長の共通専決事項

- |    |  |
|----|--|
| 1  | 所属職員の事務分掌に関すること。   |
| 2  | 所長及び次長の旅行の命令及びその復命の受理に関すること。                               |
| 3  | 所長及び次長の年次有給休暇の付与、有給休暇、介護休暇及、職務に専念する義務の免除の承認及び週給日の振替に関すること。 |
| 4  | 地方公務員の育児休業等に関する法律の規定による部分休業の承認に関すること。                      |
| 5  | 所属職員の時間外勤務、休日勤務及び当直勤務の命令並びに時間外勤務代休時間及び休日の代休日の指定に関すること。     |
| 6  | 臨時的任用（出先機関に係る二月以内の期間のもの）に関すること。                            |
| 7  | 所属職員の身分証明書の書換えの検認に関すること。                                   |
| 8  | 通知、申請、照会、回答、報告、届出及び進達並びに督促に関すること。                          |
| 9  | 所掌事務に係る証明書等に関すること。   |
| 10 | 登記嘱託に関すること。  |
| 11 | 行政財産の使用許可に関すること（電柱、ガス管、水道管、その他これらに類する物の設置及び継続使用に係るものに限る。）  |
| 12 | 行政文書の開示の決定に関すること。  |
| 13 | 個人情報の開示及び訂正の決定に関すること。                                      |
| 14 | その他前各号に準ずる事項に関すること。  |

## 2 所長の固有専決事項

食肉衛生検査所
一 と畜場法の規定による次の事項 1 と畜頭数の制限に関する事。こと。 2 獣畜のとさつ又は解体の検査に関する事。こと。 3 とさつの解体の禁止等の措置及び措置命令に関する事。こと。 4 自家用とさつの届出の受理に関する事。こと。 5 と畜場外とさつの届出の受理又は許可及び必要な措置に関する事。こと。 6 と畜場の設置者等に対する県が必要と認める報告の徴収及び立入検査に関する事。こと。 7 都道府県等食品衛生監視指導計画に関する事。こと。
二 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律の規定による次の事項（認定小規模処理業者に係るものを除く。） 1 食鳥処理業者等に対する報告の徴収及び立入り検査に関する事。こと。 2 食鳥検査に関する事。こと。 3 食鳥のとさつ等の禁止、食鳥の隔離等に係る命令若しくは職員の執行又は食鳥の廃棄等に係る職員の執行に関する事。こと。
三 食品衛生法の規定による次の事項 1 と畜場及び食鳥処理場（認定小規模処理業者に係るものを除く。）に対し県が必要と認める報告の徴収及び臨検検査に関する事。こと。 2 と畜場及び食鳥処理場（認定小規模処理業者に係るものを除く。）における食肉の収去及び検査に関する事。こと。 3 と畜場及び食鳥処理場（認定小規模処理業者に係るものを除く。）における食肉の廃棄並びにその他と畜場及び食鳥処理場（認定小規模処理業者に係るものを除く。）における食品衛生上の危害の除去のために必要な措置命令。

### (4)山梨県職員給与条例

(昭和二十七年十一月二十七日山梨県条例第三十九号)

(給料の調整)

- 第十一条 人事委員会は、給料月額が職務の複雑、困難、若しくは責任の度又は勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤労条件が同じ職場の等級に属する他の職に比して著しく、特殊な職に対して適当でないと認めるときは、その特殊性に基づき、給料月額につき適正な調整額表を定めることができる。
- 前項の規定による給料の調整額は、その調整前における給料月額の百分の二十五をこえてはならない。
  - 第一項の調整額表の適用は、その職員が同項に規定する職にある期間に限るものとする。

## (5) 山梨県職員の給与に関する規則

(昭和三十二年十一月二十六日山梨県人事委員会規則第七号)

(給料の調整)

第三十条 条例第十一条の規定により給料の調整を行う職は、別表第十の勤務箇所欄に掲げる勤務箇所に勤務する同表の職員欄に掲げる職員の占める職とする。

- 2 職員の給料の調整額は、当該職員に適用される給料表及び職務の級に応じて別表第十一に掲げる調整基本額に、その者に係る別表第十の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額とする。ただし、その額が給料月額百分の二十五を超えるときは、給料月額百分の二十五に相当する額とする。

(別表第十)

勤務箇所	職員	調整数
食肉衛生検査所	(1) 常時と畜検査及び食鳥検査に従事する職員	三
	(2) 食肉検査指導幹	二
	(3) 所長及び次長	一
	(4) (1)から(3)までに掲げる者以外の者で人事委員会が調整を必要と認めるもの	一

(別表第十一) 調整基本額表 (抜すい)

行政職給料表

職務の級	定額
1 級	6, 500円
2 級	8, 400円
3 級	9, 600円
4 級	10, 200円
5 級	10, 600円
6 級	11, 100円
7 級	12, 100円
8 級	12, 700円
9 級	14, 400円

## (6) 山梨県職員の勤務時間の特例に関する規程

(昭和三十二年六月一日山梨県訓令甲第十七号)

(目的)

第一条 この訓令は、山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(昭和二十八年山梨県条例第五号)第二条第五項、第四条第一項、第六条第四項の規定に基づき、山梨県職員の勤務時間の特例に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(勤務時間等)

第二条 この訓令の規定の適用を受ける職員の範囲並びに当該職員の勤務時間、休憩時間、  
休息時間、勤務を要しない日及び休日の特例は、別表のとおりとする。

別表（第二条関係）

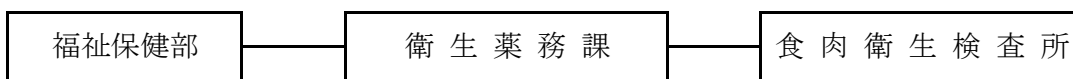
職 員	勤 務 時 間	勤務時間及び勤務時間の割振り	休 憩 時 間
食肉衛生検査所に勤務する職員。	四週間について百五十五時間。 (ただし、休憩時間を除く。)	勤務時間の割振り は、所長が定める。	一時間とし、その割振り は、所長が定める。

週 休 日
日曜日及び所長が四週間ごとの期間について定める日曜日以外の四の日。

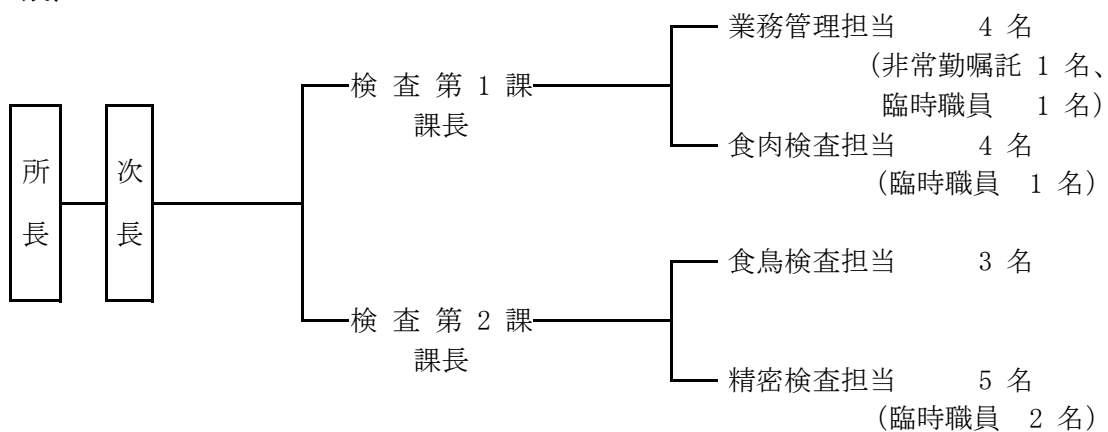
### 3. 食肉衛生検査所の組織・構成

(平成22年4月1日現在)

〈組 織〉



〈構 成〉



職 員 総 数	20名	技 術 職	14 名
		事 務 職	1 名
		非 常 勤 嘱 託	1 名
			(技 1)
		臨 時 職 員	4 名
			(技 2)



## 4. 検査所の概要

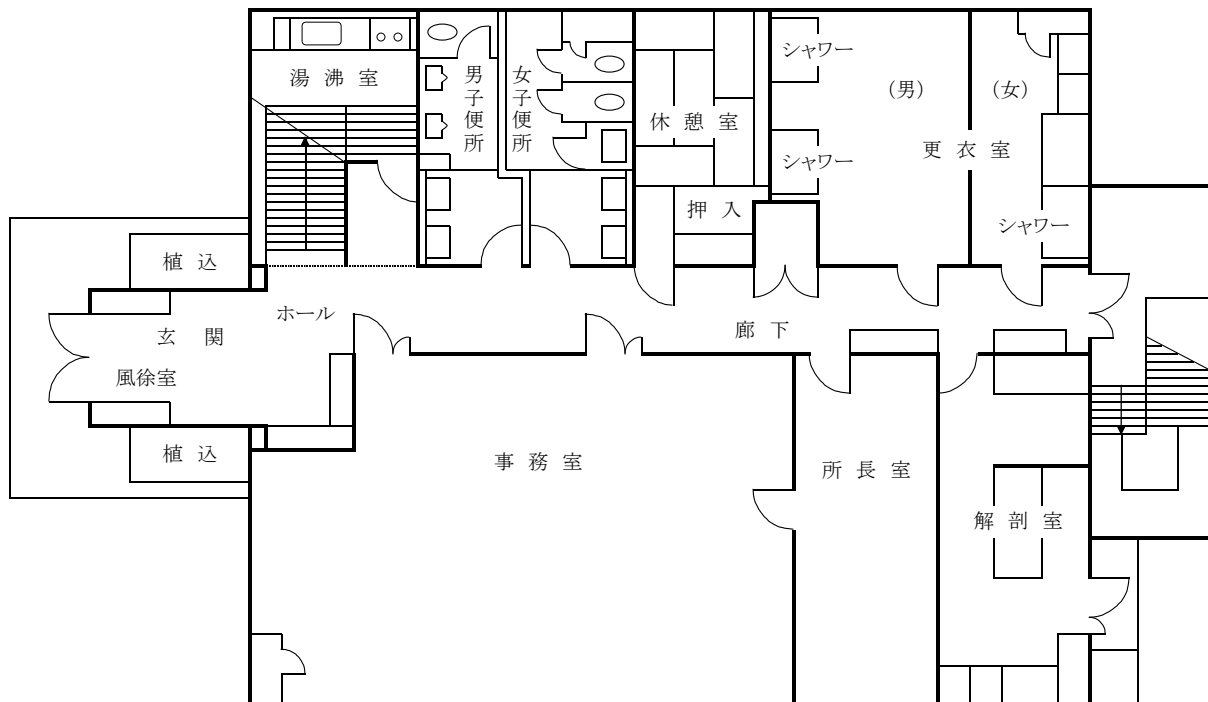
### (1) 施設の概要

- ・敷地面積 903 m<sup>2</sup>
- ・建物延面積合計 918 m<sup>2</sup>
- ・建物の構造

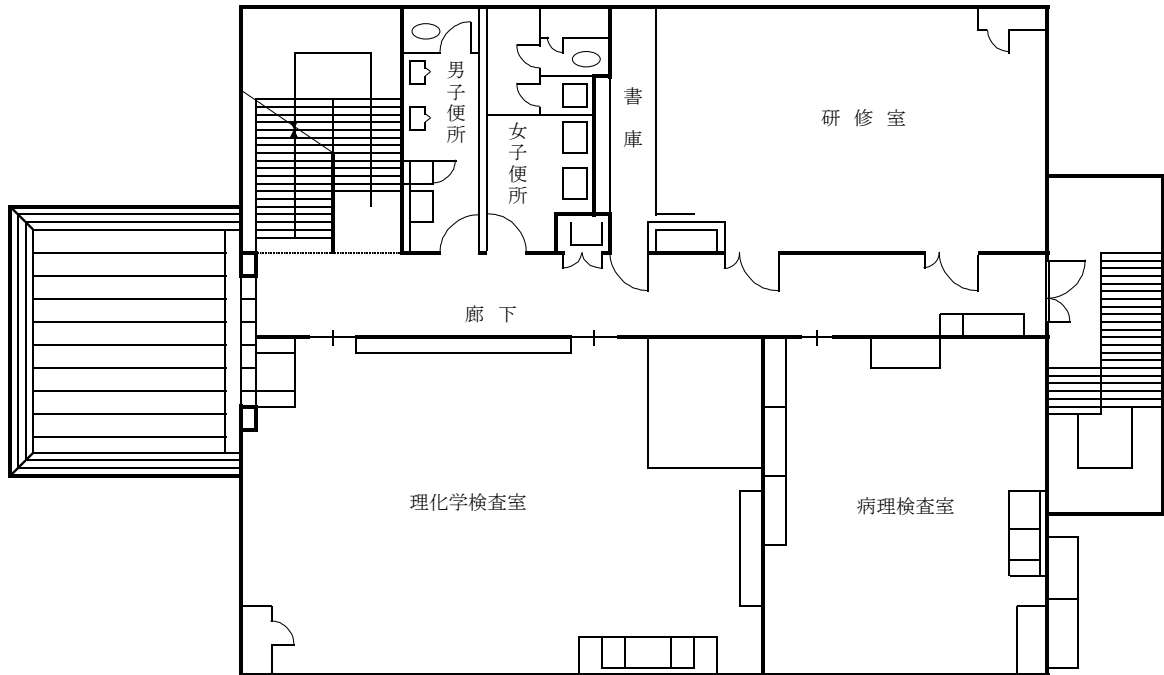
本館	鉄筋コンクリート	3階	延面積	752 m <sup>2</sup>
1階	事務室、休憩室、解剖室、更衣室	外		259 m <sup>2</sup>
2階	理化学検査室、病理検査室、研修室	外		248 m <sup>2</sup>
3階	細菌検査室、ウイルス検査室、冷蔵冷凍庫室	外		232 m <sup>2</sup>
R階	P3関係機械室			13 m <sup>2</sup>
附属建物	鉄筋コンクリート造		延面積	110 m <sup>2</sup>
1階	受水槽、変電室、発電室	外		58 m <sup>2</sup>
2階	BSE検査室、検体前処理室	外		52 m <sup>2</sup>
附属施設				
車庫	軽量鉄骨造 (車庫)			56 m <sup>2</sup>

### (2) 平面図

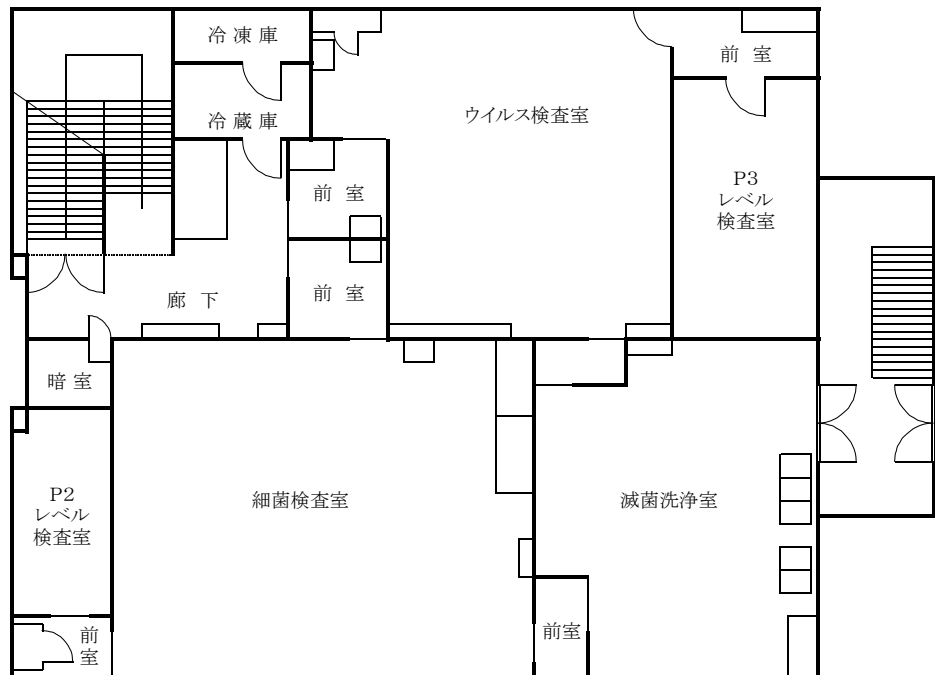
(1階)



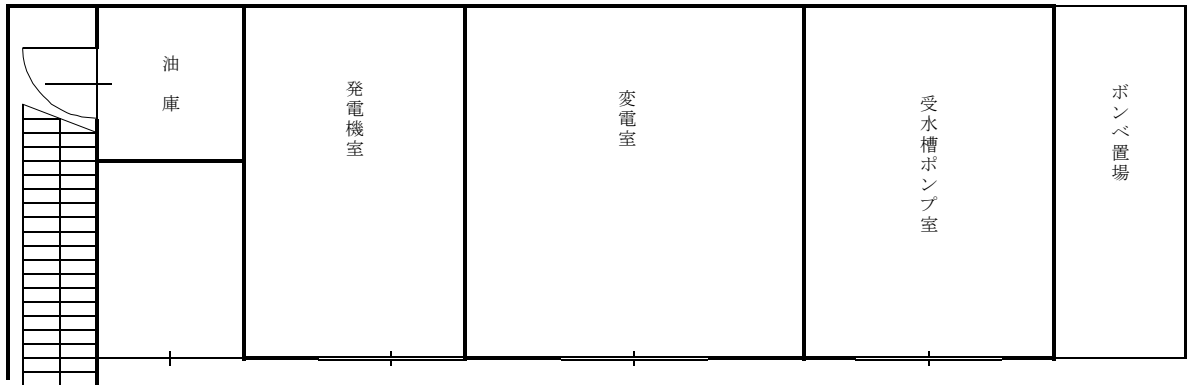
(2階)



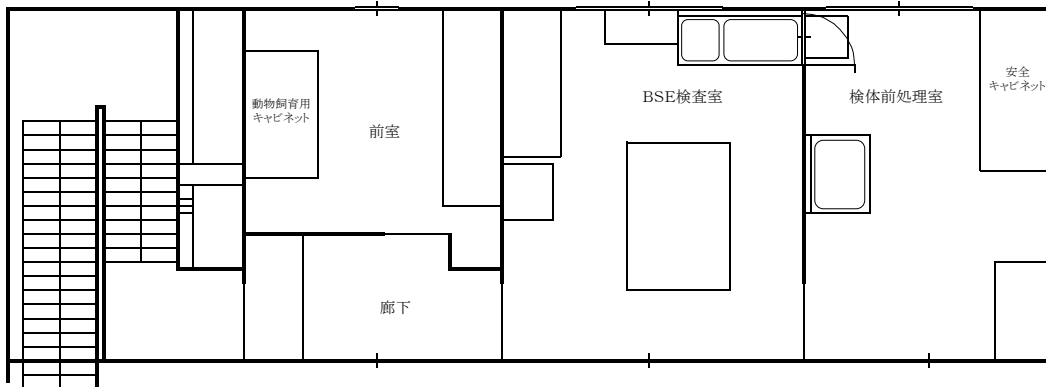
(3階)



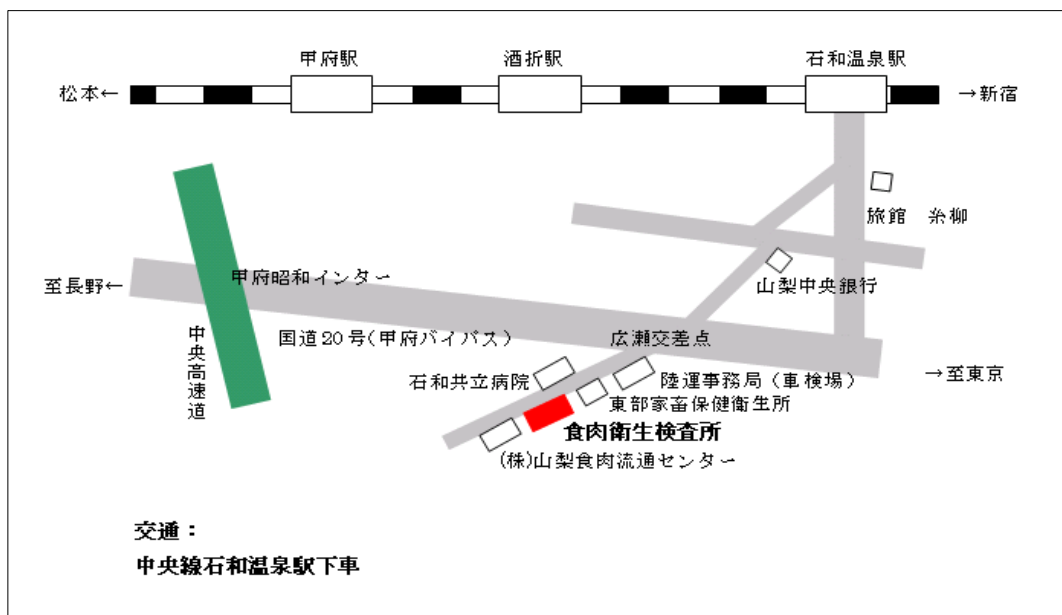
(別棟1階)



(別棟2階)



(3) 案内図



## (4) 主要備品の一覧表

品 名	規 格 品 質
蛍 光 顕 微 鏡	ニコン X2F-EFD2
倒 立 顕 微 鏡	ニコン TMD2S
自 動 洗 浄 器	サンヨー MJW8000
全 自 動 血 球 計 算 器	日本光電 MEK-6358
フォトダイオードアレイ検出器	島津 SPD-M6A
パラフィン包埋ブロック作製装置	ティッシュエンベディングコンソール#4596
デ ィ ー プ フ リ ー ザ ー	サンヨー MDF-382AT
超 低 温 フ リ ー ザ ー	サンヨー MDF-U581AT
安全キャビネット付き飼育装置	BESTEX BCC-1600IIA-NCRIP
マイクロプレート用自動吸光度計	ラボシステムズ マルチスキャンバイクロマティック
ド ラ フ ト チ ャ ン バ ー	ダルトン DP-111K-1800
高 速 液 体 ク ロ マ ト グ ラ フ	島津 LC-VPシリーズ
純・超純水製造システム	日本ミリポア EQP-3Sシステム
動物用生化学自動分析装置	富士ドライケム7000V
D N A 増 幅 装 置	イワキ硝子 TSR-300
滑 走 式 ミ ク ロ ト ー ム	ライカ JUNG SM2000R
安全キャビネット (BSE用)	日本エアテック BHC-2203IIA/B3
ク リ ー ン ベ ン チ	日本エアテック BCM1302W
安 全 キ ャ ビ ネ ッ ト	日立SVC-1302 ELIC
多 検 体 細 胞 破 碎 機	安井器機 MB524TMA
自 動 包 埋 装 置	白井松器機 1400-3型
凍 結 組 織 切 片 作 製 装 置	マイルス社 4551

## 5. 山梨県と畜・食鳥検査手数料

畜種	牛	とく	馬	豚	山羊	食鳥	備考
金額	750	320	750	320	180	5	証明手数料 400

※とく…1才未満の牛

平成7年4月1日 改正

(食鳥 平成4年4月1日)

## 6. と畜場・食鳥処理場一覧表

処理場名	区分	所在地	設置者	電話
(株)山梨食肉流通センター	私営	笛吹市石和町唐柏 1028	代表取締役社長 貴志和男	055-262-2288
山梨県畜産試験場	県営	中央市乙黒 963-1	山梨県知事	055-273-6441
甲斐食産株式会社	私営	笛吹市八代町米倉 1447	代表取締役 米山義智	055-265-5050

## 7. 処理場の開場状況

と畜場 月曜日～金曜日（土曜日開場随時）

AM 7 : 45 ~ PM 4 : 30

食鳥処理場 月曜日～土曜日

AM 6 : 30 ~ PM 3 : 15

## 第2章 事業概要

### 1. 事業の内容

- 1 食肉検査……生体検査、内臓検査、枝肉検査
- 2 食鳥検査……生体検査、脱羽後検査、内臓摘出後検査
- 3 精密検査……理化学検査、病理検査、生物科学検査
- 4 衛生検査……監視指導、ふきとり検査、講習会の開催

### 2. 食肉関係

#### 衛生対策

健康な家畜の搬入、生産段階からの衛生管理の徹底を図るため、生体の汚染状況、疾病の発生状況について生産者及び臨床獣医師に検査結果等の情報をフィードバックしている。

また、県食品衛生監視指導計画に基づき、と畜場・併設食肉処理場の監視を行った。さらに、施設及び枝肉の細菌検査を行い、衛生管理責任者及び作業衛生責任者を中心に講習会・勉強会を実施し、食肉の向上に努めた。

#### と畜検査の推移

処理頭数は、馬や豚は大幅に増加したが、牛はやや減少した。

廃棄頭数は、豚の豚丹毒による全部廃棄が前年度に比較して増加した。また、牛については尿毒症による全部廃棄が増加した。

#### (1) 年度別食肉検査状況

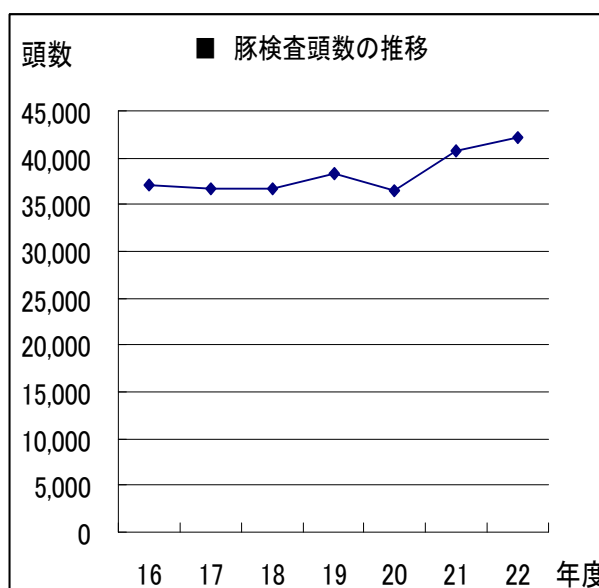
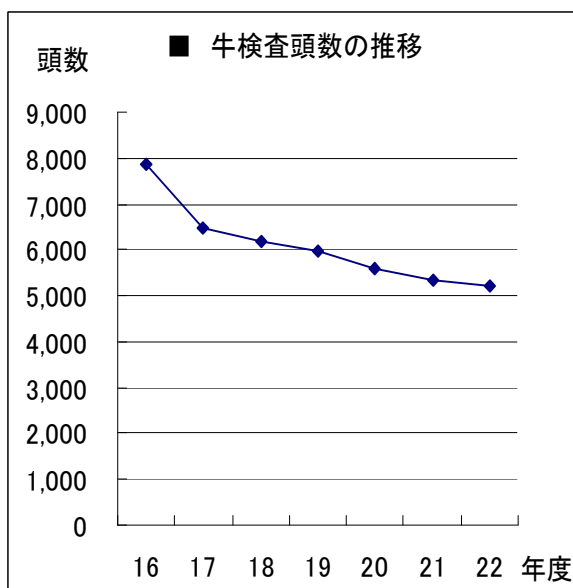
年度 \ 区分	牛	とく	馬	豚	緬山羊	計
16年	7,885	136	455	37,185	0	45,661
17年	6,459	94	439	36,609	1	43,602
18年	6,183	45	444	36,658	0	43,330
19年	5,971	89	422	38,302	4	44,788
20年	5,575	82	409	36,430	12	42,508
21年	5,342	43	379	40,642	7	46,413
22年	5,225	36	498	42,125	4	47,888

(2)平成 22 年度と畜場別検査頭数

処理場名	畜種	開場日数	肉用牛	乳用牛	とく	馬	豚	緬羊	山羊	合計
(株)山梨食肉流通センター		248	2,005	3,220	36	498	42,125	3	1	47,888
山梨県畜産試験場		0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計		248	2,005	3,220	36	498	42,125	3	1	47,888

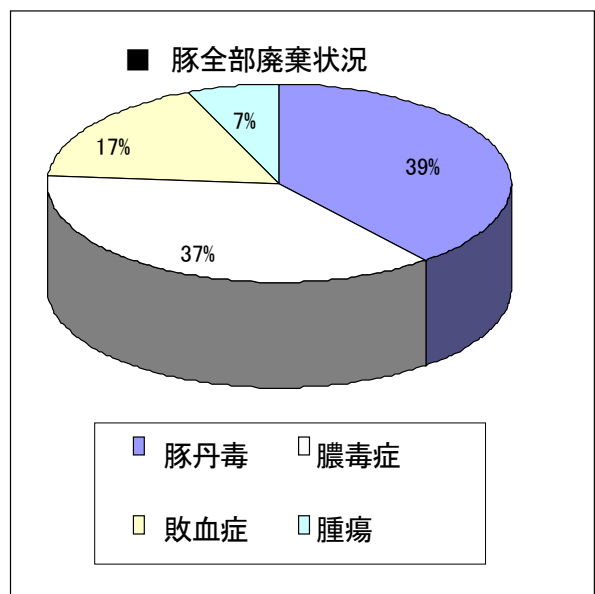
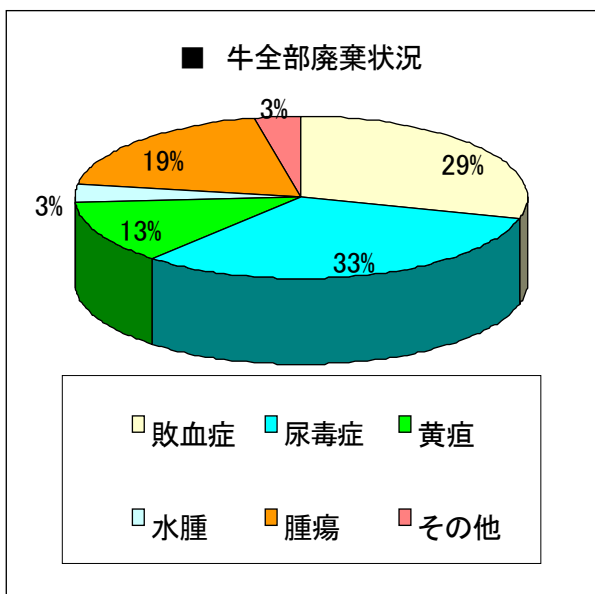
(3)月別検査頭数

月	区分	牛	とく	馬	豚	緬羊	山羊	合計
4		478	0	47	3,434	0	0	3,959
5		420	2	38	3,245	0	1	3,706
6		493	10	36	3,319	0	0	3,858
7		422	5	41	3,106	0	0	3,574
8		419	6	56	3,086	0	0	3,567
9		378	2	43	3,268	1	0	3,692
10		458	7	34	3,913	0	0	4,412
11		526	0	42	4,135	0	0	4,703
12		458	1	66	3,912	0	0	4,437
1		368	2	31	3,501	2	0	3,904
2		363	1	34	3,192	0	0	3,590
3		442	0	30	4,014	0	0	4,486
合計		5,225	36	498	42,125	3	1	47,888



(4) と殺禁止、廃棄状況

畜種 区分	牛			とく			馬			豚			緬山羊		
	禁 止	全 部 廃 棄	一 部 廃 棄	禁 止	全 部 廃 棄	一 部 廃 棄	禁 止	全 部 廃 棄	一 部 廃 棄	禁 止	全 部 廃 棄	一 部 廃 棄	禁 止	全 部 廃 棄	一 部 廃 棄
実 頭 数		31	3,225			31			184		46	36,749			
豚 丹 毒											18				
トキソフラスマ															
寄 生 虫 病			9									2			
膿 毒 症											17				
敗 血 症		9									8				
尿 毒 症		10													
黄 疸		4	1												
水 腫		1	37			1									
腫 瘍		6	2						1		3				
放 線 菌 症			3												
炎症または炎症 産物による汚染			1,920			20			175			34,836			
変性または萎縮			423			9						7			
そ の 他		1	830			1			8			1,904			
計		31	3,225			31			184		46	36,749			





(5) 病名別一部廃棄状況

病名		畜種	とく	牛	馬	豚	
循環器系	心 外 膜 炎		2	70		1,798	
	心 内 膜 炎						
	心 筋 変 性			6			
	心 筋 炎			3			
	心 水 腫			2			
	心 弁 膜 血 腫						
	心 室 中 隔 欠 損						
	心 肥 大						
	脾 腫			2			
	脾 腫 瘍			1			
	リ ン パ 節 膿 瘍					20	
	リ ン パ 節 炎						
体腔	腹 膜 炎			37		4	
	汎 漿 膜 炎			5		902	
呼吸器系	鼻 炎					15	
	肺 炎	S E P 型				24,350	
		胸 膜 炎 型			23		6,547
		膿 瘍 型	3		2		156
		そ の 他	17		143	1	28
	血 液 吸 入 肺			11		1,519	
肺 氣 腫			2				
消化器系	舌 炎			1			
	胃 炎			19	1		
	胃 潰 瘍						
	胃 膿 瘍			1			
	創 傷 性 胃 炎						
	第 四 胃 變 位						
	胃 腸 炎	1	37			38	
	小 腸 炎	2	200	4		251	
	大 腸 炎	2	200	4		66	
	抗 酸 菌 症					420	
	腸 氣 泡 症					48	
	胃 ア ト ニ 一 症						
	鼓 脹 症						
	へ ル ニ ア 症			2		7	
	腸 捻 転						
	腸 脱 肛						
	周 囲 脂 肪 壊 死 病			198			
	ヨ 一 ネ 病						
	肝 炎	鋸 屑 肝 型			742		
		膿 瘍 型			290		14
		肝 硬 變 型			3	1	313
		間 質 炎 型			195	5	9,020
		包 膜 炎 型			139		698
		胆 管 炎 型	1	93			
	そ の 他			226		449	
	肝 變 性	10	383			4	
	肝 富 脈 斑		302				
ニ ク ズ ク 肝		2					
肝 砂 粒 症				165			
好酸球性増殖性小葉間静脈炎							
脂 肪 肝							
血 管 炎							
囊 胞 肝		3		1			

病名		畜種	とく	牛	馬	豚
泌尿生殖器系	腎炎	出血型		1		3
		結石型				
		ターキーエック <sup>キ</sup> 型				
		膿瘍型		5	1	
		腎盂炎型				
		間質炎型				46
		その他	2	17		85
	水腎症				33	
	腎梗塞				2	
	嚢胞腎				221	
	萎縮腎					
	周囲死亡壊死					
	膀胱炎		8			
	膀胱破裂					
	膀胱結石		3			
子宮捻転						
子宮内膜炎症						
子宮蓄膿症		3				
子宮脱・陰脱						
後産停滞						
乳房炎	膿瘍型		2			
	壊疽性					
	その他		11			
運動器系	放線菌病		3			
	筋肉出血		169	3	227	
	筋肉変性		60		2	
	筋肉膿瘍		32	1	634	
	関節炎	1	31	1	58	
	骨折		21		14	
	脱臼		42		3	
	蹄病					
	脊椎膿瘍					
	筋肉水腫	2	69			
	外傷					
	手術創		103			
	皮下膿瘍		18			
	皮下出血					
	腱断裂					
寄生虫	肝蛭症		9			
	豚肺虫症				2	
	エキノコックス					
腫瘍	黒色腫				3	
	乳頭腫					
	リンパ腫					
その他	その他				2	
	リポフスチン沈着症					
	横隔膜水腫		2			
横隔膜膿瘍		116				
滑膜嚢腫						

**(6)衛生指導**

・施設の拭き取り検査→「5.食肉衛生推進事業」の頁参照（P 2-15）

・監視日数

と畜場・・・開場日数 248 日

その他、年 1 回担当職員及び処理場幹部職員による監視

併設加工施設・・・週 1 回の監視・指導の実施 48 日/年

**(7)フィードバック事業**

希望生産者へ毎月 1 回検査結果をフィードバック

牛対象農家 → 4 戸

豚対象農家 → 18 戸

### 3. 食鳥関係

大規模食鳥処理場において食鳥処理法に基づく検査を行うとともに、山梨県監視指導計画に基づき、ふきとり検査結果等による食鳥処理場及び併設する食肉処理施設の監視指導、動物用医薬品を対象とした残留検査を実施した。

さらに、サルモネラ及びカンピロバクターの保菌調査や食鳥検査結果等のフィードバックを定期的に行うとともに家畜保健衛生所と検討会を開催して、生産サイドとの連携を強化した。

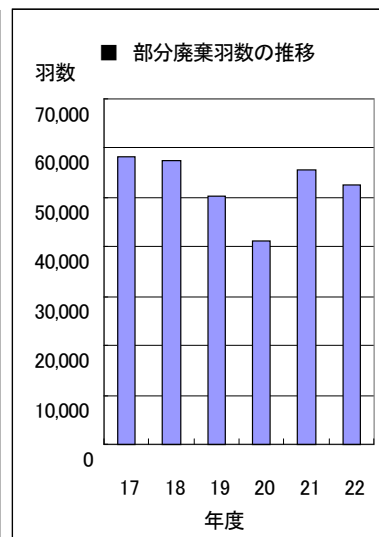
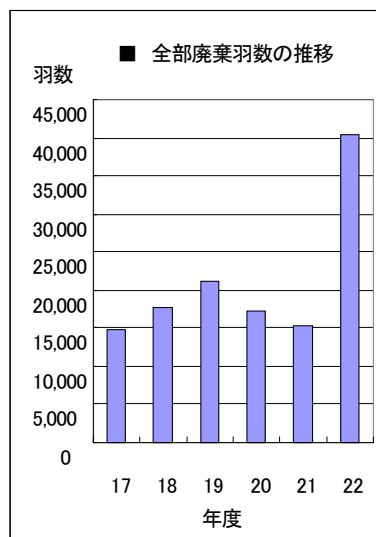
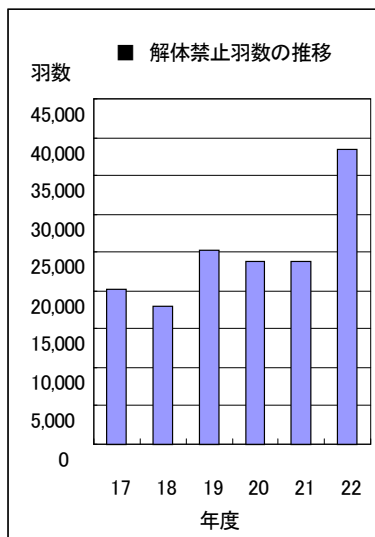
#### (1) 年度別検査羽数及び廃棄状況

年度別検査羽数

項目 \ 年度	16	17	18	19	20	21	22
出荷羽数	3,321,273	3,504,168	3,566,146	3,543,334	3,566,984	3,557,870	3,599,380
へい死羽数	4,819	6,249	4,368	4,626	5,495	5,658	9,950
検査羽数	3,316,454	3,497,919	3,561,778	3,538,708	3,561,489	3,552,212	3,589,430

年度別廃棄状況

項目 \ 年度	16	17	18	19	20	21	22
解体禁止合計	19,898	20,255	18,010	25,184	23,957	23,835	38,447
全部廃棄合計	22,708	14,949	17,678	21,252	17,378	15,326	40,414
部分廃棄合計	56,576	58,340	57,669	50,159	41,307	55,596	52,412

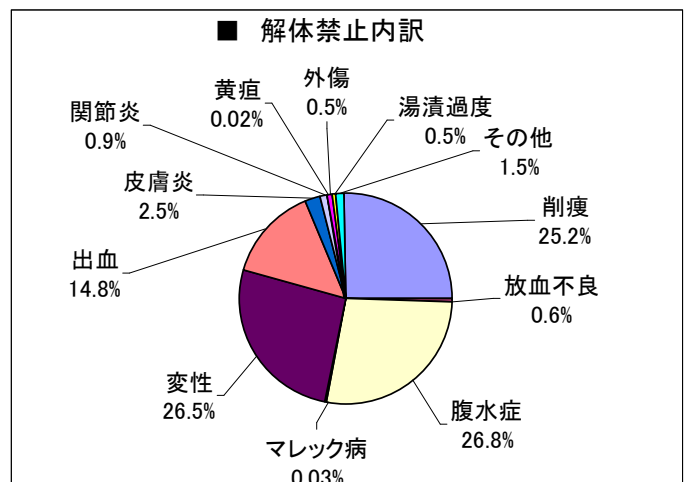


(2) 平成 22 年度検査結果

解体禁止													解体禁止合計
削瘦	放血不良	腹水症	マレック病	変性	出血	皮膚炎	ブドウ球菌症	関節炎	黄疸	外傷	湯漬過度	その他	
9,700	249	10,285	6	10,187	5,701	980	0	339	6	211	204	579	38,447

解体禁止は、1.07%（解体禁止羽数／検査羽数）で、前年度より増加した。

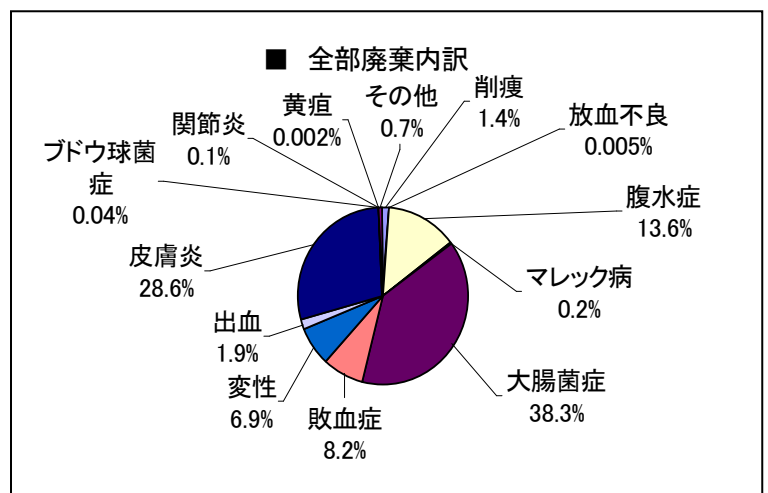
主な原因は、腹水症、変性、削瘦（発育不良）、出血、皮膚炎で、腹水症、削瘦、皮膚炎の割合が増加した。



全部廃棄													全部廃棄合計
削瘦	放血不良	腹水症	マレック病	大腸菌症	敗血症	変性	出血	皮膚炎	ブドウ球菌症	関節炎	黄疸	その他	
579	2	5,512	63	15,485	3,325	2,774	787	11,548	15	49	1	274	40,414

全部廃棄は、1.13%（全部廃棄羽数／検査羽数）で、前年度より増加した。

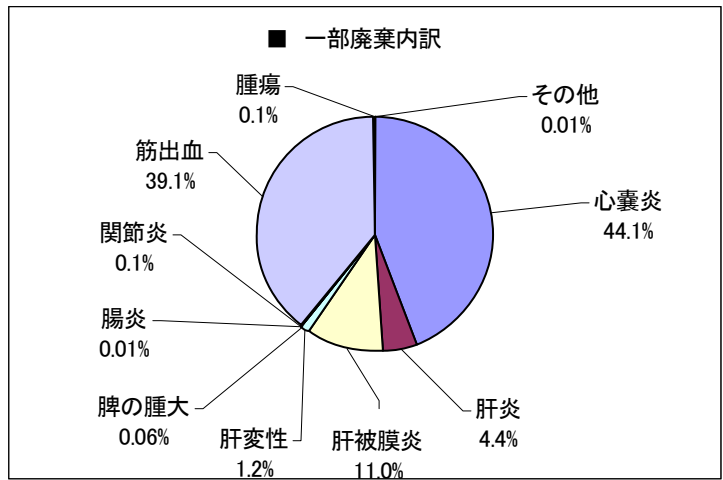
主な原因は、大腸菌症、皮膚炎、腹水症で皮膚炎の割合が大幅に増加した。



一 部 廃 棄												一部廃棄合計
心 囊 炎	肝 炎	肝 被 膜 炎	肝 変 性	脾 の 腫 大	腸 炎	関 節 炎	筋 出 血	骨 折	皮 膚 炎	腫 瘍	そ の 他	
23,137	2,316	5,741	604	29	5	29	20,480	0	0	68	3	52,412

一部廃棄は1.46%（一部廃棄羽数／検査羽数）で、前年度とほぼ同じであった。

主な原因は心囊炎、筋出血、肝被膜炎、肝炎で、筋出血の割合が増加した。



### (3) 衛生指導

- 施設の拭き取り検査→「5. 食肉衛生推進事業」の頁参照（P 2-15）

- 食鳥処理施設の衛生監視指導

食鳥処理場・・・開場日数 280 日

併設加工施設・・・毎週火曜・木曜実施 96 日/年

その他、年 6 回担当職員及び処理場幹部職員による監視

### (4) フィードバック事業

食鳥処理場を介して生産者へ毎月 1 回検査結果をフィードバック

対象農家 → 27 戸

## 4. 精密検査関係

疾病排除を目的とした各種疾病診断、微生物汚染防止のための枝肉や施設のふきとり検査および保菌調査、有害物質排除のための残留抗菌物質検査、TSE検査等を実施した。また、GLPを導入し、業務管理要領に基づいた検査を行い信頼性の確保に努めた。

### (1) 精密検査実施状況

検査室名	区分	行政検査			調査研究			合計		
		検査頭数	検体数	検査数	検査頭数	検体数	検査数	検査頭数	検体数	検査数
理化学検査室	食肉関係	388	851	6,811	10	30	330	398	881	7,141
	食鳥関係	15	45	345	5	15	165	20	60	510
	小計	403	896	7,156	15	45	495	418	941	7,651
病理検査室	食肉関係	22	169	263	109	87	151	131	256	414
	食鳥関係	28	34	43	68	68	68	96	102	111
	小計	50	203	306	177	155	219	227	358	525
生物科学検査室	食肉関係	300	1,167	4,144	141	166	526	441	1,333	4,670
	食鳥関係	258	164	1,359	2,700	270	1,620	2,958	434	2,979
	小計	558	1,331	5,503	2,841	436	2,146	3,399	1,767	7,649
TSEスクリーニング検査	牛	5,261	5,261	5,262	0	0	0	5,261	5,261	5,262
	緬・山羊	4	4	4	0	0	0	4	4	4
	小計	5,265	5,265	5,266	0	0	0	5,265	5,265	5,266
小計	食肉関係	5,975	7,452	16,484	260	283	1,007	6,235	7,735	17,491
	食鳥関係	301	243	1,747	2,773	353	1,853	3,074	596	3,600

(2) 各検査室における検査内容

**理化学検査室**

全自動血球計数器・ドライケムを用いた血液検査の実施。

平成22年度畜水産食品の残留有害物質モニタリング検査を行った。

**【行政検査】**

検査内容	畜種	検査頭数	検体数	検査数
黄疸判定	牛	5	7	7
	豚	0	0	0
尿毒症の判定	牛	18	84	84
	豚	0	0	0
血液検査	牛	335	670	6,030
	豚	0	0	0
合成抗菌剤	牛	10	30	330
	豚	10	30	330
	鶏	10	30	330
フルベンダゾール	牛	5	15	15
	豚	5	15	15
	鶏	5	15	15
イベルメクチン	牛	0	0	0
	豚	0	0	0
	鶏	0	0	0
合計		403	896	7,156

**【調査研究】**

検査内容	畜種	検査頭数	検体数	検査数
合成抗菌剤分析の新メソッド開発	牛	5	15	165
	豚	5	15	165
	鶏	5	15	165
合計		15	45	495



## 病理検査室

食肉及び食鳥検査において病理組織学的検査が必要と認められる疾病が発見された場合、検査を行い診断の一助としている。

### 【行政検査】

検査内容	畜種	検査頭数	検体数	検査数
炎症	牛	1	13	13
	豚	6	44	111
	馬	0	0	0
	鶏	0	0	0
変性	牛	9	66	74
	豚	0	0	0
	馬	0	0	0
	鶏	0	0	0
腫瘍	牛	0	0	0
	豚	4	43	58
	馬	0	0	0
	鶏	27	27	27
奇形	牛	2	3	7
	豚	0	0	0
	馬	0	0	0
	鶏	0	0	0
その他	牛	0	0	0
	豚	0	0	0
	馬	0	0	0
	鶏	1	7	16
合計		50	203	306

### 【調査研究】

検査内容	畜種	検査頭数	検体数	検査数
病理研究会	牛	28	35	76
	豚	18	18	18
	馬	0	0	0
	鶏	9	9	9
その他		122	93	116
合計		177	155	219

## 生物科学検査室

解体後の検査において細菌性の疾病を疑った場合、病原菌の分離・同定等の微生物検査を実施し、診断の一助としている。また、食肉・食鳥関係施設および輸送車のふきとり検査（O157、サルモネラ、カンピロバクター等）を実施し、衛生指導に活用した。

### 【行政検査】

検査内容	畜種	検査頭数	検体数	検査数
敗血症の検査	牛	9	58	123
	豚	6	41	44
	鶏	0	0	0
豚丹毒の検査	豚	62	198	610
牛白血病の検査	牛	7	102	102
O157ふきとり検査（枝肉）	牛	102	204	1,428
ふきとり検査 （枝肉又は食鳥と体、施設）	牛	5	10	160
	豚	5	10	160
	鶏	248	62	881
	食肉(施設)		340	1,021
	食鳥(施設)		82	358
残留抗菌性物質モニタリング検査	牛	10	20	120
	豚	10	20	120
	鶏	10	20	120
厚労省ふきとり	牛	20	40	80
	豚	20	40	80
厚労省G F A P	牛	40	80	80
外部精度管理		4	4	16
合計		558	1,331	5,503

### 【調査研究】

検査内容	畜種	検査頭数	検体数	検査数
カンピロバクター保菌調査	鶏	1,350	135	675
サルモネラ保菌調査	鶏	1,350	135	945
O157保菌調査	牛	60	60	420
H E V 調査	豚	20	20	20
G F A P	枝肉	0	0	0
	施設	61	86	86
合計		2,841	436	2,146

敗血症及び豚丹毒による処分頭数の年計推移

処分理由	動物種	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
敗血症	牛	3	3	3	3	7	4	4	12	24	14	18	7	10	8	9
	とく									2						
	馬		1													
	豚	5	4	9	2	1	1	2	8	10	15	4	8	11	6	8
豚丹毒	豚	10	11	14	46	17	4	15	20	24	3	3	3	2	3	18

## 5. 食肉衛生推進事業

食肉の衛生的な処理及び取扱いについて、食肉処理業者及び取扱者に対し普及啓発を図るとともに、消費者の食肉衛生に対する理解を深め、より安全な食肉を提供することを目的として年間を通じて食肉処理施設のふきとり検査や衛生講習会を実施した。特に平成22年8月1日から8月31日までを食肉衛生推進運動の期間と定め、食肉輸送車のふきとり検査を実施するとともに食肉処理場と食鳥処理場合同でHACCPに関する研修会を開催した。

### ○食肉処理場関係

項目	事業	期間	検体数	検査数	
検査	ふき取り検査	食肉輸送車	H22.8.2～9.9	43台	172
		手指	H22.8.2～9.6	44名	86
		施設（と畜場）	H22.8.11	20箇所	80
		施設（加工室）	H22.8.2	28箇所	112
		GFAP検査	H22.8.11	25箇所	50

項目	事業	期間	参加人数	対象
点検	施設衛生点検	H22.8.18	15名	保健所・食肉・センター・甲斐食産
講習会	衛生講習会	H22.8.23	12名	センター（加工室）・国母ミート
		H22.8.27	21名	センター（と畜場従業員）
		H22.9.6	7名	センター（営業部）

### ○食鳥処理場関係

項目	事業	期間	検体数	検査数	
検査	ふき取り検査	輸送車	H22.8.2～19	19台	95
		手指	H22.8.10	73名	141
		施設	H22.8.10	38箇所	304

項目	事業	期間	参加人数	対象
点検	施設衛生点検	H22.8.18	15名	保健所・食肉・センター・甲斐食産
講習会	衛生講習会	H22.9.1	90名	食鳥処理従事者

### ○食肉・食鳥合同研修会

事業	期間	参加人数	対象
HACCPに関する講習会	H22.8.18	15名	センター・甲斐食産衛生管理者
HACCP管理施設視察研修	H22.10.13	8名	センター・甲斐食産衛生管理者

## 6. 研修

関係機関が開催する各種の県外研修に参加し、検査員の資質向上を図った。

また、基礎的知識、技能の習得のために学会の復命等所内研修会を14回実施した。

月 日	出張内容	場所
H22/ 5/13～14	第61回病理部会研修会	神奈川県
5/20～21	HPLC入門講習会	神奈川県
6/18	関東公衆衛生獣医師協議会	千葉県
6/24	第661回HPLCスクール（実務者編）	東京都
8/27	全国食品衛生監視員協議会第50回関東ブロック研修会	群馬県
9/8～9	先進地視察研修	山形県
9/10	第259回鶏病事例検討会	茨城県
9/29～30	先進地視察研修	岐阜県
10/1	第178回つくば病理談話会	茨城県
10/8	第28回理化学部会総会・研修会	東京都
10/22	関東甲信越ブロック食肉衛生検査所協議会業績発表会	栃木県
10/27～28	全国食品衛生監視員研修会	東京都
10/29	動物由来感染症対策技術研修会	東京都
11/10～12	第31回日本微生物学会学術総会・研修会	滋賀県
11/18～19	第62回病理部会研修会	神奈川県
12/8	第30回微生物部会総会・研修会	群馬県
12/17	第260回鶏病事例検討会	茨城県
H23/ 1/17～19	食肉衛生技術研修会・衛生発表会	東京都
1/23～24	先進地視察研修	滋賀県
1/24～25	食鳥肉衛生技術研修会・衛生発表会	東京都
1/27～28	若手職員研修	静岡県
3/4	第180回つくば病理談話会	茨城県
3/18	第261回鶏病事例検討会	茨城県

### 第3章 調査・研究発表

#### 牛の胸部および卵巣部の腫瘍

第61回病理研修会

畔上佳大

動物名：牛 品種：交雑種 性別：雌 年齢：24ヵ月

病歴：不明

生体所見：著変を認めなかった。

肉眼所見：肋骨胸膜、横隔胸膜および肺漿膜面に直径3～25mmの腫瘍を播種性に認め、一部は融合し塊状になっていた。腫瘍は乳白色充実性でやや弾力性を有していた。断面では、出血および壊死を認めた。左卵巣部に20×15×12cmの薄い被膜で覆われた腫瘍を認めた。断面では、不規則分葉状を呈し、黄白色充実部および出血の著しい部位を認めた。その他の臓器に著変を認めなかった。

組織所見：肋骨胸膜、横隔胸膜および肺漿膜面の腫瘍では、腫瘍細胞が島状に増殖する部位および腺腔構造を形成している部位を認めた。腫瘍細胞の細胞質は豊富で、弱好酸性を呈していた。腫瘍細胞の核は、類円形～楕円形で1～数個の核小体を認めた。卵巣の腫瘍では、線維性結合組織が増生し、大小の胞巣構造を形成していた。腫瘍細胞には、類円形～多角形で細胞質を豊富にもつ細胞と紡錘形で細胞質の少ない細胞があり、弱好酸性を呈していた。腫瘍細胞の核は、円形～類円形で1～数個の核小体を認めた。核分裂像は少なく、異型性は低かった。

固定方法：10%中性緩衝ホルマリン

切り出し部位：



図1 腫瘍組織：左肺

切り出し部位：左卵巣

行政処分：一部廃棄

組織診断名：中皮腫（胸部腫瘍）、顆粒膜細胞腫（左卵巣部腫瘍）

疾病診断名：中皮腫および顆粒膜細胞腫の重複腫瘍